四一五　平成二十五年に発生した林道についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十四条第一項の区域を告示する件　一四53九

四一六　平成二十三年に発生した林道についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第三条第三項の地域を指定する件　一四53一〇

四一七　平成二十三年に発生した林道についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十四条第一項の区域を告示する件の一部を改正する件　一四53一〇

四一八　平成二十三年に発生した農林水産業共同利用施設についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十九条第一項第一号の区域を告示する件　一四53一〇

四一九　種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件　一四53一一

四二〇　保安林の指定をする件　一七一二

四二一　保安施設地区の指定をする件　一七三

四二二―四二六　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件　一七三

四二七　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関を登録した件　一七三

四二八　種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件　一七54一〇

四二九　保安林の指定を解除する件　一八四

四三〇　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件　一八四

四三一　農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　一九五

四三二　農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　一九六

四三三　中央卸売市場の卸売業者が卸売の業務を廃止した件　一九六

四三四　種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件　二〇四

四三五―四四一　保安林の指定を解除する件　二〇四

四四二　漁船損害等補償法第百十三条の四第二号の規定に基づく純保険料率の算定の基礎となる期間を定める件の一部を改正する件　二〇60一二

四四三　漁船船主責任保険の保険金額の限度を定める件の一部を改正する件　二〇60一二

四四四　漁船損害等補償法第百二十一条において準用する同法第百十三条の四第一号の規定に基づく危険の程度の区分を定める件の一部を改正する件　二〇60一二

四四五　漁船損害等補償法第百三十八条の五第一項の一定率を定める件の一部を改正する件　二〇60一三

四四六　漁船損害等補償法第百三十八条の五第四項の一定率を定める件の一部を改正する件　二〇60一四

四四七　漁船損害等補償法第百三十八条の五第六項の漁船積荷保険に係る純再保険料率を定める件の一部を改正する件　二〇60一四

四四八　漁船損害等補償法第百三十八条の十五第二項の再保険料率の算定方法を定める件の一部を改正する件　二〇60一五

四四九　種苗法第二条第七項の規定に基づく重要な形質を定める件の一部を改正する件　二四62九

四五〇　農薬を登録した件　二四62一三

四五一　農薬を再登録した件　二四62一三

四五二　農薬の登録が失効した件　二四62一五

四五三―四六〇　保安林の指定を解除する件　二五四

四六一　保安林の指定施業要件を変更する件　二五五

四六二　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の業務廃止の届出があった件　二五五

四六三　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定による生糸についての登録認定機関の登録の失効に関する件　二六四

四六四　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件　二六四

四六五　家畜伝染病予防法施行規則第九条第二項の農林水産大臣が定める区域を定める等の件　二六五

四六六　農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によって組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件の一部を改正する件　二七四

四六七　保安林の指定を解除する件　二七四

四六八　平成二十五砂糖年度における異性化糖調整基準価格等を改定した件　二八四

四六九　粗糖の平均輸入価格等を定めた件　二八四

四七〇―四七一　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件　二八四

四七二　農産物規格規程の一部を改正する件　二八68三四

四七三　租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件の一部を改正する件　三一四

四七四　租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件　三一四

四七五　野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件の一部を改正する件　三一69一四

四七六　独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第二条の規定に基づき、農林水産大臣が定める平成二十六事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件　三一69一四